

離婚紛争の 4 つのタイプ

小 谷 朋 弘

0. はじめに

離婚現象に関する法社会学的分析枠組みとして、離婚現象を「離婚紛争」と捉えたうえで、2つのものが構想される。1つは、紛争の発生から終結に至る全過程を理論的・実証的に究明すること、2つは、明治以降今日までの離婚動向を法をはじめとする社会統制装置との関連で究明すること、である。前者は、共時的あるいはミクロな分析を目的とするもので、後者は、通時的あるいはマクロな分析を目的とするものである¹⁾。

この小論は、共時的な分析枠組みのもとに、離婚紛争の発生因について究明しようとするものである。

離婚はもはや普通の出来事である。しかし、夫婦の間の諍いの種は、限りがない。だが、それらを出来る限り追究し、整理し、科学的認識に導くことが重要である。そのことによって、今日の離婚問題の実相がより深く捉えられるからである。ここでは、多様な離婚原因について整理したうえで、離婚紛争の主要な4つのタイプを抽出し、離婚の実相に迫りたい。

ところで、こうした問題を追究する上で不可欠なのは、信頼できる統計資料や具体的な事例である。しかし、そこにはいくつかの制約がある。わが国の主な離婚手続には協議、調停、裁判があるが、離婚の9割は協議離婚である。したがって、問題解明には協議離婚の検討が必要となる。しかし、協議離婚は役所に離婚届を提出すれば成立するものであり、しかも離婚届には離婚の理由は一切記入する必要はない。そのため協議離婚の理由を知ることは大変難しい。その点を考えると、公的機関による大規模な全国調査のデータ

が欲しいところである。だが、調査はこれまで数回しか行われておらず、しかもそのデータはきわめてラフなものである。したがって、規模は小さいが、個々の研究者や各種の団体組織による調査データ、さらには近年数多く出版されている、離婚にかんするドキュメンタリーな文献(離婚ノンフィクション)等を活用せざるをえない⁽²⁾。

また、問題の解明には、調停離婚にも目を向けねばならない。調停離婚は比率の点では1割程度にすぎないが、公式の統計記録である『司法統計年報』が完備され、また『ケース研究』や『家庭裁判月報』等の研究雑誌も刊行されており、離婚研究には不可欠である。

さらに裁判離婚についても視野を広げねばならない。裁判離婚はわずか1パーセント程度にすぎないが、判例や研究書の蓄積があり、有用な知見が得られる。

以下では、このような文献資料を用いて実証的に本論の課題を追究しよう。先ずは離婚紛争の原因を整理し、次いで紛争の4タイプを提示しよう。

1. 離婚紛争の原因

(1) 協議離婚の原因

協議離婚についてはこれまで、3回の全国調査が行われている。最初の調査は、昭和33年度(1958)に労働省婦人少年局が実施したものである⁽³⁾。しかしこれは、婦人だけを対象にしたものであるので、ここでは夫婦を対象にした昭和43年度(68)と昭和53年度(78)の調査を取り上げよう。

① 昭和43年度(1968)調査

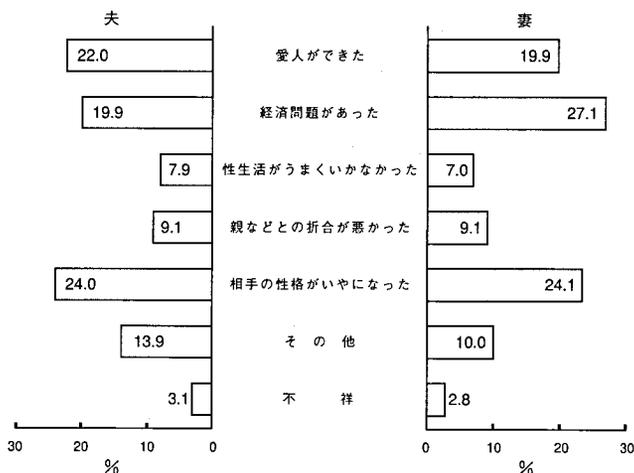
昭和43年6～11月末までに協議離婚した7,807夫婦を対象に、厚生省が実施した調査。回収されたものは、夫2,568、妻2,577の計5,145。

調査では、「愛人ができた」「経済問題(浪費・収入減)があった」「性生活がうまくいかなかった」「親兄弟との折角が悪かった」「夫の性格がいやに

なった」の 5 つの理由が設定され、あてはまるものに丸印、決定的なものに二重丸をつけるようになっている。

回答では、図 1 のように、「性格問題」「経済問題」「愛人問題」がトップ・スリーとなっており、その他の理由との差は大きい。その他の理由で注目されるのは、「親などとの折角の悪さ」や「性生活の問題」である。戦後 20 年が経過したこの時期になると、嫁と姑の対立・葛藤や夫婦の性をめぐる問題が顕在化しつつある。

図 1 夫妻の離婚理由



夫と妻でみると順位に違いがある。夫では「性格問題」が 24.0 % でトップを占め、その後に「愛人問題」「経済問題」が続き、妻では「経済問題」が 27.1 % でトップを占め、以下「性格問題」「愛人問題」となる。なかでも興味深いのは、「愛人問題」である。表 1 のように、「本人に愛人ができた」「相手に愛人ができた」でみると、妻の愛人問題も、夫とほぼ同じ比率であることが分かる。夫に愛人ができて泣く泣く別れる妻という構図は、もう昔日のものようである。また、延べ数でみると、「性格がいやになった」が大きなウエイトを占めており、離婚理由の複雑化がうかがわれる。

表1 夫婦別にみた離婚理由の延数

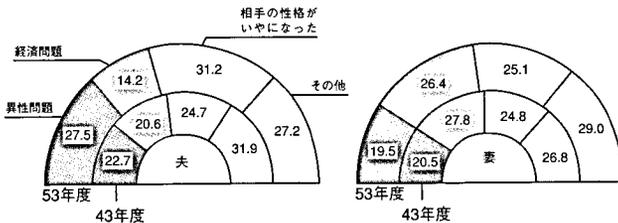
	夫	妻
愛人ができた	28.0%	25.0%
本人に愛人ができた	6.3	2.8
相手に愛人ができた	20.2	20.9
不祥	1.6	1.3
経済問題があった	25.1	38.4
本人に	11.1	1.8
相手に	9.7	29.7
不祥	4.4	6.8
性生活がうまくいかなかった	15.1	12.0
親などとの折角が悪かった	14.2	15.9
相手の性格がいやになった	39.8	47.0
その他	20.7	19.7

②昭和53年度(1978)調査

昭和53年6～11月末までに協議離婚を行った8,720夫婦を対象に、厚生省が実施した調査。回収されたものは、夫1,119、妻1,479の計2,598。回答方法は43年度調査と同様である。

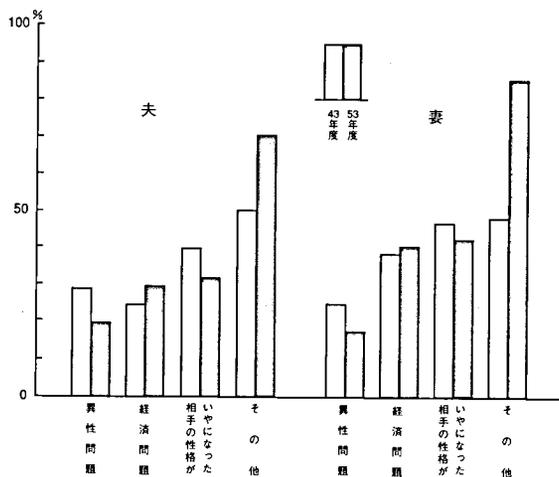
この調査では、離婚理由に「暴力をふるう」が加えられ、6カテゴリになっているが、離婚理由の傾向は、43年度調査とあまり変化はない。夫では「性格問題」「異性問題」「経済問題」と続き、妻では「経済問題」「相手の性格」「異性問題」となる。しかし比率をみると、夫ではかなりの変化がみられ、「性格問題」「異性問題」が増える一方で「経済問題」は後退している(図2)。

図2 離婚の主な理由別分布—53年度と43年度比較—



一方、重複回答でみると、図 3 のように、「その他」(「愛人」「経済」「性格」以外のトータル)の伸びは大きく、離婚理由はより複雑になってきていることが分かる。しかも夫と妻では、妻側の伸びが顕著で、妻の方が夫よりも夫婦関係の亀裂をより鋭敏に受け止めていることがうかがえる。

図 3 離婚の理由別分布 (重複回答) - 53 年度と 43 年度比較 -



このように、協議離婚の離婚原因は今日、単純な経済問題を越えて「性格問題」や「異性問題」といった、より複雑な夫婦関係のネジレを表すものへと変わり、さらに「その他」の増加に示されるように、より複合的なものへと変化してきている。

以上、2つの調査データからは、大雑把ではあるが「性格問題」「経済問題」「愛人問題」の3つを協議離婚の離婚原因として抽出することができる。

(2) 調停離婚の離婚原因

調停離婚については、最高裁判所事務総局編『司法統計年報』によって、13種類のきめ細かい離婚理由(動機)が把握される。

まず、申立て総数をみると(表2)、平成2年(1990)に若干の落ち込み

をみせたものの、昭和50年(75)以来ほぼ一貫して増加の方向にあり、今日では6万5千件に及んでいる。そしてとくに注目されるのは、ここでも妻からの申立てが圧倒的に多いことである。各年70%を超え、離婚の第一次ピークに近接した昭和60年(1985)には、実に73.6%を記録している。

表2 調停離婚の動機

夫				年	妻			
75	85	95	05		75	85	95	05
11,462	12,032	14,601	18,899	総数	28,119	33,603	37,211	46,441
56.0	59.3	63.8	61.0	性格	36.1	43.9	46.2	43.9
22.8	23.2	20.7	18.3	異性	34.3	30.0	30.5	26.5
3.2	2.9	3.9	6.7	暴力	37.6	36.4	31.0	29.7
1.6	2.5	2.1	2.6	飲酒	18.2	16.7	12.4	9.4
8.1	9.6	12.0	13.7	性	4.4	4.9	6.1	9.8
7.9	11.6	13.3	13.1	浪費	13.0	17.2	18.1	16.7
13.2	13.2	13.3	14.3	異常	8.6	8.9	8.9	8.9
4.8	3.7	3.1	3.5	病気	2.1	1.8	1.6	2.1
9.1	10.9	11.5	13.0	虐待	17.0	17.8	19.7	25.0
17.2	13.9	10.9	7.3	家庭	17.8	16.6	17.6	13.0
19.7	20.9	21.3	16.4	家族	11.3	11.8	12.8	9.6
25.7	21.1	14.3	10.3	同居	7.8	4.8	4.1	2.9
0.9	1.1	1.2	2.3	給料	20.9	23.4	23.0	23.7

* 「司法統計年報」より作成。申立人が挙げた3個の動機の構成比

個々の申立て理由のなかでまず目につくのは、「性格が合わない」である。夫と妻ともにトップであり、平成17年(2005)ではそれぞれ61.0%、43.9%を占めている。しかもこの30年間の伸び率は高く、夫と妻ともに全項目中第2位の伸びとなっている。また夫と妻では伸び率はそれぞれ5.0、7.8ポイントとなっており、妻側の伸びが顕著である。

次に目につくのは、「異性関係」である。夫と妻ともに若干減少傾向にあるものの、依然として大きなウエイトを占めている。夫と妻では順位に違いがあり、夫では18.3%で第2位、妻では26.5%で第3位となっている。

3つ目は、「暴力を振るう」である。とくに妻側の理由として「性格が合

わない」について大きなウエイトをもつものであり、最近低下傾向にあるとはいえ、妻の立場からはとくに留意すべき理由といえる。また、後述のように、「暴力」は「酒を飲みすぎる」「精神的に虐待する」「生活費を渡さない」などと密接な関連をもっており、その意味では、それらをトータルした実に 87.8% が“暴力”という見方もできる。

最後に、「家族親族と折り合いが悪い」である。とくに夫側の理由として上位に位置するものであるが、「家」の解体や核家族化の進展の中で、新しい夫婦関係を求める妻との軋轢をそこにうかがうことができる。

以上のように、調停申立て理由から離婚紛争の発生原因を考察すると、主要なものとして、夫婦間における「性格問題」「異性問題」「暴力問題」「親族問題」の 4 つの問題が浮かび上がる。

(3) 裁判離婚の離婚原因

裁判離婚については、離婚判決に関する文献で離婚理由を把握することができる。ただし、裁判離婚は、離婚原因があつてはじめて可能なものであるから、当然、民法 770 条第 1 項の規定に示された離婚理由が現れる。すなわち、「配偶者に不貞な行為があつたとき」では、「異性問題」が、「配偶者から悪意で遺棄されたとき」では、生活費を渡さないなどの「遺棄」が、「配偶者が強度の精神病」では、「精神病」が離婚の理由になる。その中で注目されるのが「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」である。夫婦関係のどのような状態が破綻といえるかは明示的でなく、また裁判官の判断が反映されるから、そこには多様な離婚理由が出現する。

離婚判例に関する文献で、「婚姻を継続し難い重大な事由」の具体例をみると、「夫の浮気」「暴行・虐待」「重大な侮辱」「告訴・告発」「犯罪行為」「家庭の放置」「配偶者の親族との不和」「性格の相違」「性生活の異常」「疾病・身体障害」など実に多様なものが現れている⁽⁴⁾。

裁判離婚のケースは、最終決着にまで持ち込まれたケースだけに、内容的

には調停よりも複雑かつ深刻な様相を呈しているものが多い。しかもそれは調停離婚と違って数量的把握が困難である。しかし、「性格の相違」「夫の浮気」「暴行・虐待」「配偶者の親族との不和」など、調停のケースと重なる部分も多い。

以上、離婚手続別に離婚原因の今日の特徴を検証してみると、数量的問題を一応措くとすれば、データが整備されている調停離婚に準拠して、「性格問題」「異性問題」「暴力問題」「親族問題」の4つを、今日の特徴として抽出できる。協議離婚の場合も、原因の分類がラフではあるものの、「性格問題」や「異性問題」のウエイトは大きい。また「親族問題」もある程度の比率で出現している。「経済問題」は、調停離婚の理由では主に「生活費を渡さない」(給料)として現れており、4つの問題では「暴力問題」に包摂される。さらに裁判離婚の場合にも、原因のウエイトについては定かではないが、4つの原因がすべて出現している。

2. 役割葛藤型離婚

(1) 「性格が合わない」の内容

協議離婚や調停離婚に共通してみられるとともに、そのウエイトがもっとも大きく、また夫と妻に共通する離婚理由が、「性格が合わない」である。俗説では、性の不一致を示すものだとか、あれやこれや理由を限定できないので便宜的に使われているとか、いろいろ解釈されているが、本当のところはどうであろうか。

この問題を考える上で参考になるのが、東京家庭裁判所で既済となった調停・審判事件の分析である(昭和43年1月～7月の調停・審判事件のうち、10月末までに既済となったもの1,370件のうち、離婚をもとめるもの1,000件を対象)。そこでは、「性格が合わない」と答えたものに対して、次の5つの項目で、その具体的な中身についてきいている⁶⁾。

「性格が合わない」の内容

- ①知能 23.5 % ②生活態度 35.7 % ③人生目標 10.9 %
 ④役割不満 21.1 % ⑤愛情不満 28.8 %

夫婦関係は本来、相互の愛情と信頼にもとづくものであり、愛情の破綻は基本的な離婚原因とみられる。「性格が合わない」という抽象的な理由の中にも、たしかに1つの要素として「愛情不満」が出現している。考えてみると、「異性関係」にまでいかない“愛情問題”は、調停離婚の13の離婚理由のどこに収まるのであろうか。それが「性格が合わない」として回答される可能性は大きい。

しかし、ここで注目されるのは、「生活態度」や「役割不満」がかなりの比率で現れていることである。「生活態度」は文字どおり生活に対する取り組み方とか姿勢であるが、「役割不満」も生活を営む上での夫婦の役割分担の問題であり、ともに夫婦の共同生活にかかわるものである。しかも「人生目標」にしても、共同生活の理念であるから「生活態度」と同じカテゴリーに属するものといえる。このようにみると、わが国では、生活に対する姿勢や取り組み方、分業の在り方、目標設定など、共同生活上の問題が重く受け止められ、それが「性格が合わない」として回答されている。

東京家裁の分析は興味深いものではあるが、年代的にかなり古い。そこで、筆者が平成18(2006)年に行った「ひとり親家庭の生活と意識に関する調査」を参照しよう。調査では、次の5つの理由を設定して回答を求めた⁶⁾。

「性格が合わない」の内容

- ①役割不満 18.1 % ②生活態度 12.6 % ③人生目標 25.2 %
 ④愛情不満 18.7 % ⑤感情対立 26.7 % ⑥その他 28.7 %

40年の時の経過と、設問項目の違いによって、両調査の違いが表れており、18年調査では「愛情不満」は減少している。すでに今日では、愛情の不満を

訴える以前に直接的な異性関係に突入している結果なのか興味深い。

愛情不満に代わって大きなウエイトを占めるのが「感情対立」である。今日夫婦間の対立・葛藤は激しく、“相手の顔を見るのも厭だ”とか“同じ空気を吸うのも厭だ”とするような、感情的憎悪が蔓延している。ウエイトの大きさはそうした夫婦の今日的対立関係を反映している。

しかし、ここでも注目されるのは、「役割不満」「生活態度」「人生目標」である。東京家裁の調査よりもウエイトが小さくなってはいるものの、併せると過半を超えており、今日においても「性格が合わない」の主たる中身が共同生活上の問題であることはたしかである。こうして、離婚紛争の一番目のタイプをまずは「生活問題型離婚」と捉えておきたい。

(2) 「生活問題型」の中身

「生活問題型離婚」の具体的なケースを検討してみるとたしかに、自堕落な生活姿勢や将来展望のない生き方などがみられる。しかし、その中で今日、象徴的とみられるのが、次のような役割不満のケースである⁷⁾。

妻は中学校教師(後には校長)である父と、助産婦の母との次女として生まれ、自分のことは自分でするようにしつけられて育った。夫には姉二人、弟一人がいるが、父は早くに死亡したので、母が文房具店を経営しながら、四人の子供を育てた。夫の母は気丈な人で、「男は堂々と座っていればよい」「男は台所に入るな」と、ひたすら男の子の教育を重視した。妻は高校を卒業後、国家公務員として国立大学に就職した。二四歳の春、当時同大学の博士課程の大学院生であった夫と組合の学習会で知り合い、その年の秋に結婚した。当初は夫の収入は奨学金だけであったので、妻の働きによって生活は支えられていた。しかしその後、夫も大学教官としてかなりの収入が入ってくるようになると、「妻を働かせているので、職場で肩身が狭い」「家が汚い」「人を招待できない」など、さまざまな不満をいうようになり、もともと口論になると妻は絶対になわれないので夫婦らしい会話もなく、だんだんと互いの溝が深くなってきた。六年後、子供が二人になってさらに妻が忙しくなり、家事に手がまわらなくなってからは、夫も研究に脂がのってところではあるし、朝早く出かけ、夜は遅く帰ってきて、さらに土日も研究室で過ごすようになり、妻からみれば夫はほとんど下宿人ようになってしまった。もともと双方の親ともこの結婚に

乗り気でなかったし、その後の折り合いもよくなかったので、相談するのは友人だけだった。とうとう八歳になった長女にも夫婦の不自然な関係がわかるようになったので、思いきって離婚の決意をした。夫ははじめ世間体を気にして離婚を拒んだが、妻は市の無料相談所に行ったり、家庭裁判所に相談に行ったりして、最終的には労働組合で知り合いの弁護士に仲に入ってもらい、協議離婚が成立した。いざ別れるとなると、夫は「専業主婦の人を奥さんにする」といきまっていた。

以上のケースは、伝統的な男性役割と女性役割との対立葛藤にもとづくものである。家庭教育や学校教育のなかで強固に培われた性役割の不条理さに対する異議申立てがいま、女性の側から積極的に打ち出されている。今日注目を集めている「熟年離婚」あるいは「定年離婚」も、こうした役割葛藤の帰結といえる。そして、夫側の調停申立て理由の中の「性格が合わない」の大きさはまさに、男性役割から抜け出せず、男性主導の生き方を変えることができない夫たちの、妻たちの“異議申立て”に対するリアクションと受け止められよう。

生活問題としては従来、“真面目に仕事をしない”とか“金遣いが荒い”など男性役割を十分に果たしていないことに対する不満が多くみられたが、今日では、男女の伝統的な役割そのものに対する不満が増加している。そして、こうした役割不満の背景には、女性の考え方や生き方の大きな変化が存在しており、その意味で将来的にはさらにウエイトが増加する離婚原因といえる。このように考えると、離婚紛争の一番目のタイプを、その象徴的意味から「役割葛藤型離婚」と名付けることができる。

3. 享楽型離婚

(1) 妻の「異性関係」と「性的不調和」

異性問題と暴力問題は、生活問題にくらべると離婚理由としては分かりやすい。それぞれの理由は愛人であり、暴力である。しかしその内容はけして

単純ではない。

異性問題は、従来は夫側の問題であった。例えば、職場における女性の部下との関係、単身赴任中の女性との交際等が挙げられる。しかし今日注目されるのは、協議離婚や調停離婚の申立て理由にみられるように、夫側の問題だけでなく妻側の問題として現れている。

妻の「異性関係」の複雑さは、2つの欲求が交差していることである。1つは、増大する性的な欲求の充足、2つは、いわば代償的な欲求の充足である。前者は、性的欲求を充足するために異性関係に入り込むもので、後者は、性的欲求を充たすためよりもむしろ、夫に対するさまざまな不満をはらすための手段として異性関係に入り込む。したがって、前者を「性的欲求充足型」、後者を「代償的欲求充足型」と分類することができる。

ところで性の問題といえば、いわゆる“セックスレス”問題が看過できない。最近では、熟年離婚関係の文献で多く取り沙汰されている⁸⁾。セックスレスは離婚理由でいえば「性的不調和」となるが、妻側の理由として、調停離婚のデータでは近年急激に増加してきている。もちろん、「性的不調和」の中身はセックスレスだけではなく稚拙な性的技法や異常な性生活も含まれる。ただ近年、わが国の夫婦関係における性交渉の少なさが調査データを交えて議論されており、その意味で、セックスレスが問題の核心部分になっている。

セックスレスの問題は、「異性関係」の2つのタイプでは「性的欲求充足型」と結びつきやすい。その点を考慮すると、「異性関係」と「性的不調和」を連動させて夫婦間の性的葛藤と捉えることも必要となる。

(2) 「異性関係」の2つのケース

妻の「異性関係」あるいは不倫については、きわめて多くの事例がある。その中から、今日を象徴するような事例を2つ取り上げてみよう⁹⁾。

「性的欲求充足型のケース」

夫と妻は昭和 38 年に見合結婚。夫は農家の三男、妻は農家の二女で、いずれも中学を卒業するとすぐに工場に勤めた。子が二人生まれ、妻はしばらく育児に専念した。長女が小学校に入学した年に、自宅を新築し、そのローン返済のため妻も勤めを始めた。

妻はバイタリティーに満ちており、朝晩社員寮の調理人をする外、昼は食堂に勤め、夜はラーメン店の手伝いをするといった形で、大きな工場で三交替勤務をしていた夫とほぼ同額の収入を得る程であった。その甲斐があり、自宅を 3 度増改築し、また子の養育にも力を入れ、長男は高校卒業後専門学校に進学、長女も私立の短期大学に進学させた。夫婦仲は極めて良かった。

長女が大学生になったころから、妻は気持の上でゆとりが持てるようになったせいか、仕事仲間と酒を飲みに行ったり、カラオケを歌いに行ったりしはじめた。そのうちに、妻が賄いをしていた寮の社員 A と意気投合し昭和 62 年夏ころから度々肉関係を持った。妻の異性関係を夫が知ったが、夫は怒るとか離婚を迫るとかはせず、性交渉の時 A とはどのようにしたかなどとネチネチ責め、次第に夫のやり方が耐えられないと思うようになった。数ヶ月後妻は夫のもとを出てアパートで生活し始めたが、そこに妻から離婚を迫られた A がきて居候するようになった。妻は A との生活を楽しくは感じず、行きどころのない二人が同じ屋根の下にいるだけでむしろ苦痛と思っている。

一方、長女との二人暮らしとなった夫は、嫉妬から暴力団員を雇って A を脅したり、慰謝料という名目で妻に 260 万円もする新車を買わせたりしたが、次第に生活が荒れてテレフォンクラブに出入りしたり、スナックでホステスを殴って怪我をさせたりという生活ぶりである。夫が妻にさらに慰謝料を要求したところ、逆に妻がそれなら財産分与を求めると言ったため、夫は慌てて家裁に調停を申立てた。

「代償的欲求充足型のケース」

結婚して 12 年目の主婦 (35) は、夫 (35) の携帯電話をひそかにチェックしている。

夫は家の中でも携帯電話を手放そうとしない。入浴したすきにメールやインターネット履歴をのぞくと、出会い系サイトに頻繁にアクセスしていた。夫の銀行口座からは、心当たりのない数万円の金が度々引き出されている。何に使ったのだろうか、疑念がわく。

「でも、怒りはありません。早く不倫の証拠がつかめればいいのですけど」と淡々と話す。彼女自身、インターネットで知り合った男性と不倫をしている。昨年 9 月、彼女の携帯メールを盗み見した夫にも知られた。

ネット上で自作イラストを発表していた男性に「ファンレターのつもり」でメールを送ったことがきっかけ。「不倫に進んだのは、夫との関係に行き詰まっていたから」

長女 (8) を産んだ後、6 年前に流産した時、いたわりの言葉一つかけなかった夫に不信感が芽生えた。しかも当時、夫は男女の出会いを仲介するツーショットダイアルで遊ん

でいた。それ以来、「カラスの行水のような入浴」や「歯を磨かない」など、夫のあらゆる面を嫌悪するようになった。

1つ目のケースは、軽い気持から性関係に陥った事例であり、性的欲求の充足を目指すもので、まさに“性的快楽のため”である。そして2つ目のケースは、夫の思いやりの無さや不倫行為に対していわば代償的に性的欲求を充足しようとするものであり、性欲求よりもむしろ「愛情」「ふれあい」「安らぎ」を求めての行動といえる。その意味でそれは“代償的”と捉えられる。

表3 配偶者や恋人以外と知り合った場所

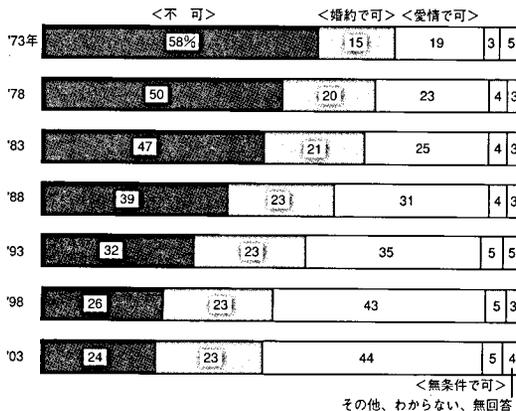
	全	男	女
	体	性	性
1 仕事を通じて	36	38	33
2 学校	6	4	8
3 習いごとや趣味のサークル	2	1	2
4 近所の人	3	3	4
5 家族・知人の紹介	15	13	20
6 お見合い	8	6	11
7 結婚相談所や結婚情報サービス	0	0	0
8 旅先	1	1	0
9 イベントや催し	3	2	4
10 遊び場(ゲームセンターやディスコなど)	3	3	2
11 酒場や飲み屋	21	29	7
12 ナンパ(ボーイハント・ガールハント)	6	8	2
13 テレクラ	2	2	1
14 伝言ダイヤル	1	1	0
15 ツーショットダイヤル	2	3	0
16 デートクラブ	0	0	0
17 インターネット・パソコン通信	0	0	0
18 その他	3	3	2
19 無記入	11	7	17

※複数回答、回答者数は男性 141、女性 86

今日、女性の社会進出は目覚ましい。それは異性との接触機会を増やす。1つ目のケースは、そうした出会いの危うさを示している。実際、『NHK 日本人の性行動・性意識』によれば⁽¹⁰⁾、配偶者や恋人以外と知り合った場所は、女性でも「仕事を通じて」が一番多くなっている(表3)。しかし今日、男女の出会いは、直接の接触機会だけではない。携帯電話やパソコンという IT 技術の進歩が出会いの機会を無限に膨らませている。2つ目のケースは、そうした IT 社会の危うさを示している。

だが、それ以上に重要なのは、性意識の変化である。2つのケースとも実に簡単に性的関係に陥っている。『現代日本人の意識構造』によれば⁽¹¹⁾、「婚前交渉」の考え方は、「不可」(結婚式がすむまでは、性的まじわりをすべきではない)、「婚約で可」(結婚の約束をした間柄なら、性的にまじわりがあってもよい)、「愛情で可」(深く愛し合っている男女なら、性的まじわりがあってもよい)、「無条件で可」(性的まじわりをもつのに、結婚とか愛とかは関係ない)の、4つのカテゴリーでみるとこの30年の間に、開放的な「愛情で可」が増加してきている(表4)。世代的にみるとたしかに開放的意識は若い世代に顕著であるが、注目されるのは、世代を超えた開放的な意見の増加である。

表4 婚前交渉



『現代日本人の意識構造』のデータは、未婚者のケースについてのものがあるが、もう1つ、夫婦外の性関係についての意識をみておこう。先のNHKのデータによれば⁽¹²⁾、配偶者や恋人以外とセックスをする理由として、女性では「愛情を表現するため」「ふれあいのため」「安らぐため」「性的な快樂のため」が挙げられている。性に関する禁欲的意識はもう希薄になっている(表5)。

表5 配偶者や恋人以外とセックスをする理由

	全 体	男 性	女 性
1 愛情を表現するため	49	49	48
2 ふれあい(コミュニケーション)のため	29	27	33
3 安らぐため	21	21	21
4 子どもがほしいから	8	8	9
5 性的な快樂のため	40	51	21
6 ストレスを解消するため	11	18	5
7 義務だから	3	2	5
8 相手を征服したいから	6	9	2
9 相手に求められたから	15	11	20
10 相手に強要されたから	1	0	2
11 決まった相手がいないから	3	5	0
12 配偶者や恋人が拒否するから	1	1	0
13 なんとなく	10	11	9
14 その他	1	0	4
15 無記入	8	6	13

※複数回答、回答者数は男性 141、女性 86

以上で検討した2つのケースは、性欲求の充足を求めるものか、それとも代償的に性関係に陥るものかの違いはあるものの、いずれにしても夫婦外の性関係に対して許容的な意識のもとに生み出されたものである。その意味で、二番目の離婚紛争を「享楽型離婚」と呼ぶことができよう。

4. 父権的迫害型離婚

(1) 暴力の拡大

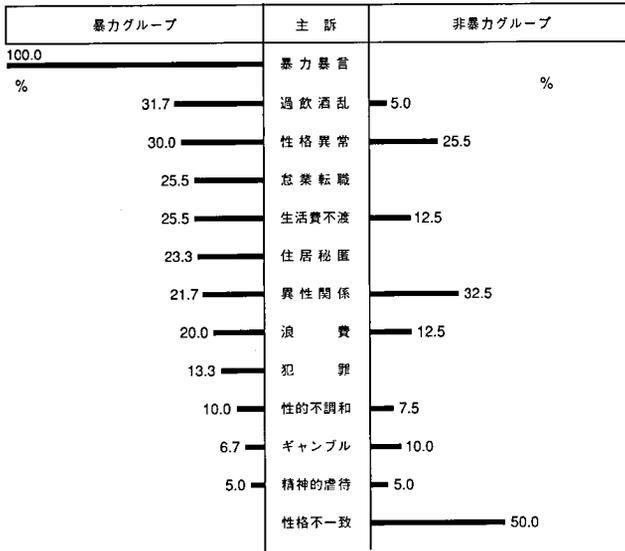
女性に対する暴力 (Domestic Violence) が今、社会的関心を集めている。政府レベルでは、平成 7 年 (1995) に、「男女共同参画に関する世論調査」の中ではじめて、「女性に対する暴力」の項目が盛り込まれた。また平成 9 年 (97) には、自治体としてはじめて東京都が調査を実施している。さらに平成 11 年 (99) には、総理府による全国調査も行われた。その後も内閣府の「女性に関する暴力に関する調査」「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」等、調査は陸続と行われてきている。そしてこうした調査から、「親密な」関係であるはずの男女や夫婦の間に「暴力」が存在することが判明した。

また平成 13 年 (2001) には、被害者の相談・保護を目的とした DV 防止法も制定され、平成 19 年 (07) には 2 度目の改正も行われた。

調停離婚のデータでみたように、暴力問題は早くから離婚原因として出現しており、妻の離婚原因の中では大きなウエイトを占めている。すなわち、昭和 41 年 (1966) には 29.8 % で 3 位を占め、50 年 (75) には実に 37.6 % でトップとなっている。その後若干比率は低下してきてはいるものの、今日においても 30 % 近くを占めており、問題の重さは変わらない。

しかも、暴力の態様は多様であり、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力も含まれる。しかも暴力は、図 4 にみられるように、飲酒と密接な繋がりをもっている。このように考えれば、離婚理由としての暴力には「飲酒」「精神的に虐待する」「生活費を渡さない」などを含めることが必要となる。そうすると、「暴力問題」のウエイトは「性格問題」を超えるほどになり、今日の離婚原因の最大の関心事となる。

図4 暴力関連婚姻関係事件の申立人の主訴



出所：兼頭吉一「家事調停に見られる夫婦問題の傾向」

(2) 暴力離婚の特徴

女性に対する暴力の事例は、DV 関係の文献資料に多くみられるが、離婚ノンフィクションや裁判離婚、さらには調停離婚でも取り上げられている。それほどに、DV 問題の広がりや急である。ここでは、その中から、DV の深刻さを象徴するケースを取り上げてみよう⁽¹³⁾。

申立人はいわゆる男運の悪い女であった。最初に結婚した男は、大工で仕事は真面目で腕も確かだったが、大の酒好きで、長女が生まれて間もなく、建前の祝い酒を飲み、酔っ払ってオートバイを運転して帰宅途中、駐車中のトラックに激突して即死した。

幼子を抱えて生活に窮した申立人は、子供をキャバレーの託児所に預けながらそのホステスとなって働いた。相手方はそこへ飲みに来て知り合った仲である。

相手方も不幸な境遇に育った。幼児期、両親と死別、三つ違いの姉と一緒に養護施設に収容された。その後しっかり者の姉は中学校を卒業し、店員等を経てホステスになり、母代わりになって相手方の面倒を見た。相手方は少々幼稚で依存性が強くわがままなところ

があった。中学を卒業後、行員をしながら免許をとりトラックの運転手になった。

姉はすでに結婚していて彼は独りで生活していた。その頃キャバレーで、年上の申立人に出あい、彼女に小さい頃死別した母の面影を見出し、執拗に結婚を申し込んだ。申立人は自分が五つも年上で子持ちだからと彼との結婚に尻込みしていたが遂に彼の強引な態度に屈して同意した。

結婚後、相手方は酒を飲み過ぎ、肝硬変などで入院をし、以来仕事をせず、申立人の働きに寄生していた。相手方との間に出来た女の子と先夫との長女、それに相手方の三人を抱え、申立人はホステスとして懸命に働いた。申立人の帰宅が遅れたり、酒を飲んで帰ると相手方は嫉妬に狂い、申立人と長女を虐待した。申立人は、自分だけならまだしも長女が虐待されることには耐えられなかった。離婚を決意して別れ話を持ちかけたところ相手方は狂ったように包丁を振り回し、別れるなら一家皆殺しにした上で自分も死ぬると暴れた。長女は恐れおののき、以来、相手方を見ると竦んで瘄れんを起こすほどであった。

申立人は子供を連れて身を隠し、住居を秘匿したまま離婚調停を申立てた。相手方は申立人らの行方を血まなこで探し求めた。家庭裁判所に日参し、大声で怒鳴り、時には刃物を持ち込んで申立人の居所を教えろと暴れた。遂に〇〇県所在の申立人の生家に至り申立人の兄に隠し持った包丁で斬りつけ「殺人未遂」で所轄署に逮捕された。

以上のケースは調停の事例であるが、そこにはいくつかの特徴がみられる。第一に、飲酒やギャンブル、給料の使い込みなど多様な原因と複合的に結びついていること、第二に、夫の生育環境に問題があること、第三に、暴力を振るう夫に限って妻に執拗な未練をもっており、そのため離婚に至るプロセスには多大の苦難がともなうこと、など。暴力を原因とする離婚のケースがいかに難問であるかを示している。

しかし翻って、暴力を振るう男性の特徴を考えると、必ずしも事例のような特徴ばかりではない。むしろ、「暴力を振るう男性の特徴は唯一『男』である」といった言い方さえされる。実際、暴力を振るう男性には、年齢的にも、職業的にも何ら特徴はない、という調査データもある⁽¹⁴⁾。

とはいえ、性格特性からみるとやはり、権威主義的な性格が浮かび上がる。妻を所有物視する、妻をモノ扱いする、女性を一段低くみる等々、男尊女卑の考え方を色濃く身につけている。表6は、その証左の1つとなろう。

表6 夫やパートナーが暴力をふるう理由 (複数回答)

N=52	回答数	割合(%)
気に入らないことがあると、暴力で解決しようとする	21	40.4
夫が自分勝手、自己中心的	16	30.8
仕事などのストレスのはげ口	13	25.0
アルコール中毒	9	17.3
夫自身の劣等感や競争意識の裏返し	8	15.4
病気 (精神疾患)	8	15.4
家事は女がやるものという思い込みを持っている	7	13.5
私が甘くみられている	6	11.5
私に対する甘え	5	9.6
私に愛情がないから	5	9.6
妻・子どもは暴力で言うことをきかせるという考えがある	4	7.7
夫が自分の思いを言葉でうまく表現できないから	2	3.8
特に理由はない	0	0.0
その他	6	11.5
不明	4	7.7

出所：東京都『「女性に対する暴力」調査報告書』1998年

このような権威主義的性格から発せられる暴力行為を原因として引き起こされる離婚を、「父権的迫害型離婚」と呼んでおきたい。

5. 脱「家」型離婚

(1) 「親兄弟との折り合いが悪い」の現在

協議離婚の全国データはきわめて大括りではあるが、「親兄弟との折り合いが悪かった」は43年度と53年度ともほぼ1割程度現れており、親族関係のもつれが離婚理由の底流にあることがわかる。しかも、調停離婚の申立てでは夫側の理由の上位に現れている。

親族問題による離婚ケースでは、今も昔も嫁-姑の対立関係が中心である。夫の実母が何にでも口を出してきて、それに対して妻も黙ってはいない。間に立って夫はうろろするばかりで、そんな夫に愛想を尽かして離婚といったケースがみられる。また一方で、夫が実母に味方して、離婚を申し立てる

というケースがある。妻側から申し立てるか、夫側から申し立てるかの違いはあるが、いずれにしても、かつてのような舅姑や夫に服従するという妻の姿はみられない。

(2) 舅姑・夫との決別

夫の両親との同居が珍しくなった今日では、親の事情で別居から同居に移ろうとする場合に紛争が生じがちである。そして、やむをえず同居はしたけれど、結局すぐに破綻してしまう。生活のリズムが異なる 2 つの世代の途中同居は難しい。しかし、結婚当初より同居しても、昔ながらの考え方をもち親との同居はこれも難しい。ここでは、結婚当初からのケースを離婚判例から取り上げてみよう⁽¹⁵⁾。

良枝（原告）と利夫（被告）は、昭和 46 年 12 月見合い結婚し、翌年 1 月婚姻の届けを出した夫婦であり、初めから利夫の両親と同居しており、昭和 48 年 3 月には長女 A が生まれた。

良枝は夫が出勤してからは舅・姑といっしょに過ごすことが多く、特に姑に教わりながら家事一般に従事していたが、その際、姑らは、良枝の些細な行動にも必要以上の注意を与えたり、叱りつけたりして、いわゆる嫁いびりをするようになった。その主な例は次のとおりである。

①良枝が姑にいわれて食事後の茶碗を片づけようとしたら舅から「人が食べている時片付ける者があるか」と叱りつけられた、②姑から「ご飯を食べるときの口のあけ方が悪いとか箸の持ち方が悪い」と叱られた、(中略)、④良枝が掃除していたら姑が「こう掃くものだ」と大声で怒鳴って良枝から箒を取りあげたり、良枝が棧の掃除をしていたら姑が「そんな雑巾でふく人があるか」と雑巾を投げつけたりした、(中略)、⑧ある冬の日戸外で練炭をおこしていたら舅が「雪の中で練炭をおこしている、お前はまともなところが一つもない」と怒鳴った。

この間良枝は利夫に対し自分と舅・姑間をとりもってくれるよう頼んでも、利夫は何ら誠意を見せずとりあってくれなかった。そこで、昭和 49 年 2 月、良枝は利夫と同居するのに堪えられないと感じ、実家の弟の子どもの誕生祝いで実家に帰った際、「以後婚家先には帰らない」と表明し、A と共に実家に居座り、利夫が迎えに行った際にも「両親と別居するのでなければ帰らない」といって同道を拒否した。その後実家に帰ってからも利夫のもとに帰ることを拒み、実家の近くに部屋を借りて A と二人で住むようになった。同年 4 月、

利夫が良枝方を訪れ「ちょっと抱かせてくれ」というのでAを渡すと、利夫は良枝の知らない間にAを自転車に乗せて自宅に帰ってしまった。

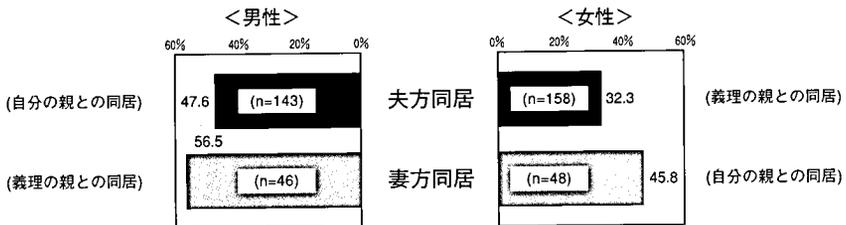
ここにいたって、良枝は利夫との離婚を決意し、同年5月離婚調停を申し立てたが不調になり、訴訟を提起した。

以上は、典型的な「嫁いびり」のケースであるが、今日では、核家族化や女性の側の平等意識の高揚を背景に、妻が夫の両親との同居を敬遠したり、また夫の親族との交際も敬遠し、その一方で、実家への依存を強める傾向にある。そのため親戚付き合いをめぐって夫婦間に諍いが生じがちである。

こうした諍いの中で興味深いのは、男性にとっても、夫方同居はストレス要因になっていることである。『現代の嫁姑関係』によれば⁽¹⁶⁾、別居を考えたかどうかを夫方同居と妻方同居に分けてみると、男性の場合、妻方の親との同居の場合の方が、実の親にあたる夫方の親との同居に比べて別居を考えたことのある人は少なくなっている。つまり、男性の場合、義理の親に対するストレスは女性に比べて低く、むしろ妻方同居の場合の方が、自分の親との同居である夫方同居の場合よりストレスが少ない。

また、同様のことは、直接男女の同居満足度を比較したデータに明らかであり(図5)、夫方同居と妻方同居の場合の満足度を比較してみると、満足派(「非常に満足」または「やや満足」と答えた人)の割合がもっとも高いのは、妻方同居の男性であり、逆に満足度がもっとも低いのは、夫方同居の女性となっている。

図5 夫方同居と妻方同居 満足度の性別比較



注：5段階評価で、「非常に満足」または「満足」と答えた者の割合

いずれにしてもここには、従来の「家」制度の下における居住原理すなわち夫方居住制の問題が端的に示されている。女性が居心地の良さを求めるなら夫方居住は敬遠されようし、居心地の悪さを男性自身が感じ取ってきている。とはいえ、全ての男性が家意識を希薄にしているかと問えばそうではなく、一部の男性にとどまろう。そのため、家からの脱却を願う女性との軋轢は依然火種として残る。

このように、今日における親族関係の変化をもとに生み出される離婚のタイプを、ここでは「脱『家』型離婚」と呼んでおきたい。

6. おわりに

離婚の理由は様々である。10 人いれば 10 の、100 人いれば 100 の理由がある。離婚ノンフィクションを読むと、多様な離婚理由に戸惑ってしまう。しかも離婚ノンフィクション自体膨大な数にのぼる。

しかし、夫婦関係を崩壊させる社会的背景を究明するうえで、“糠に釘”のような作業にも突き進まねばならない。

こうして得られたものが、離婚紛争の 4 つのタイプである。離婚原因を整理し、具体例を付き合わせて得られた 4 つのタイプは、今日の離婚紛争の特徴を浮き彫りにしている。それは、夫婦の間の、あるいは男性と女性の間の、考え方、価値観、行動様式などのズレである。この問題は、離婚紛争の社会的背景あるいは発生基盤としてあらためて論じなければならないテーマであるが、要点を先取りしていえば、平等意識を身につけてきた女性と、依然として男尊女卑の意識から脱却できない男性との間のギャップである。4 つのタイプに即していえば、伝統的な性別役割分業に胡座をかく男性と、それに抗する女性、暴力による支配を正当化しようとする男性と、それに抗する女性、父系親族ネットワークに固執する男性と、それに抗する女性、そして、従来の性のダブル・スタンダードに抗して夫婦外性関係に走る女性など、男

女の対立図式は鮮明である。

ところで、利用した具体例のほとんどは最近のものではない。新しい動向を見るうえで、最新のを渉猟する必要がある。ただ言えば、ある程度まで渉猟はしたものの、コンパクトな形で用いるには難しさがあつた。また、筆者自身の調査データはないのか、と問われると、そこにも難しさがあつた。以前、市民1,000人を対象にして「結婚と離婚に関する意識調査」を実施した。その際、離婚経験の聴き取り調査に協力してもらえ人には記名をお願いした。結果は28名であつた。半年かけて訪問調査を実施したが、いざ調査となるとやはり尻込みされた。いわく“やはり思い出したくない”、“しゃべりたくない”。最終的には12名から話を聞かせてもらったが、ほとんどが相手方を非難する口調で、一貫した離婚ストーリーは少ない。聞き手が男性であるからか、あるいはインタビュー技法に問題があつたのか、分からない。機会があれば、再度チャレンジしてみたい。そうした生のデータを用いて、離婚原因の解明に迫りたい。それが、今後の課題である。

注

- (1) 分析枠組みについては、拙著『紛争の法社会学』溪水社、2003年、1-10頁、134-35頁を参照。
- (2) とくに離婚関係のドキュメンタリーな文献の輩出は目覚ましく、そのこと自体が離婚問題の社会的表出を象徴している。参考までに、主な著作を挙げれば、次のものがある。田村健二・満喜枝『新・離婚の人間学』河出書房新社、1994年。馬屋原悠子『女の離婚』情報センター出版局、1995年。吉廣紀代子『老後を一緒に暮らせますか』大和書房、1996年。佐々木喜久子『妻たちが別れを告げるとき』河出書房新社、1996年。川田絵里子『計画離婚』主婦の友社、1998年。リズ編集部『離婚という選択』キルタイムコミュニケーション、1999年。円より子『夫婦が離婚する理由、しない理由』大和書房、1999年。山下勝利『別れましょうか、私たち』朝日新聞社、1999年。岡野あつこ編『離婚—その後』恒友出版、2000年。家庭問題情報センター編『家族の危機を乗り越えて』日本加除出版、2001年。増永明子『熟年離婚』ユック舎、2002年。中村久瑠美『離婚バイブル』文芸春秋、2005年。岡野あつこ『熟年離婚』英知出版、2006年など。

- (3) 昭和 33 年 6-12 月の間に、全国で協議離婚を行った婦人の中から抽出した 1,940 名について調査。有効票 1,032。
- (4) 阿部徹他編『離婚の裁判例』有斐閣、1994 年、東京三弁護士会編『離婚問題法律相談ガイドブック』2006 年を参照。
- (5) 井口正隆他「夫婦関係事件の実態調査 (上)」『ジュリスト』No.473、1971 年、124-34 頁。
- (6) 平成 17-19 年度文部科学省科学研究費助成研究「離婚紛争の法社会学的研究」の一環として母子親家庭を対象に行った調査。対象者は 750 名。有効票は 380、うち離婚経験者は 310 名。「性格が合わない」の回答者は 150 名。
- (7) 有地亨編『現代家族の機能障害とその対策』ミネルヴァ書房、1989 年、210-11 頁。ただし、表現を若干変えている。
- (8) 例えば、池内ひろ美『熟年離婚の損と得』ワニブックス、2006 年、二松まゆみ・山崎伸治『ラスト・ラブ』翔年社、2006 年を参照。
- (9) 1 つ目のケースについては、高柳慎一他「中高年夫婦の紛争事件に関する研究」『家庭裁判月報』42 巻 7 号、1990 年、114-15 頁。ただし、表現を若干変えている。2 つ目のケースについては、「幸せパレット」『読売新聞』2003 年 9 月 20 日。
- (10) NHK「日本人の性」プロジェクト編『NHK 日本人の性行動・性意識』2002 年、217 頁。
- (11) NHK 放送文化研究所編『現代日本人の意識構造 (第 6 版)』日本放送出版協会、2004 年、47-50 頁。
- (12) NHK「日本人の性」プロジェクト編、前掲書、219 頁。
- (13) 兼頭吉一「家事調停に見られる夫婦間暴力の傾向」『年報社会心理学』第 22 号、1981 年、109 頁。ただし、表現を若干変えている。
- (14) 「夫 (恋人) からの暴力」調査研究会編『ドメスティック・バイオレンス』有斐閣、1999 年、75 頁、内閣府『配偶者等からの暴力に関する事例調査』2002 年、53-54 頁を参照。
- (15) 阿部徹他編、前掲書、73-74 頁。
- (16) 『現代の嫁姑関係』ライフデザイン研究所、1998 年、4-10 頁。